

区分	内 容
誤りの内容	<p>平成30年度から令和2年度までの期間の保育所利用料（保育料）の一部について、過誤納の保育料の還付漏れや保育料の請求もれ。</p> <p>①保育料の還付漏れ 5件 117,800円</p> <p>②保育料の請求漏れ 19件 647,600円</p>
発生の原因	<p>保育料の賦課については、前期分（4月分～8月分）と後期分（9月分～3月分）と2区分で賦課していますが、後期分の保育料の算定にあたり、前期分の保育料の算定内容に異動がないかを確認し、システムへ入力後、納付書を送付すべきところ、人的ミスにより異動の情報が反映されずに保育料の納付書の請求漏れが生じたこと。更に保育料の還付漏れについても、異動の情報が反映されていなかったことや入金情報をシステムへ入力した後、帳票を印刷し、保育料が多く納めていないかの確認が人的ミスにより行われていなかったことにより還付漏れが発生したものです。</p>
対応状況	<p>①過誤納の保育料の還付漏れについては、対象世帯を個別に訪問等しお詫びし、還付する。（還付済）</p> <p>②保育料の請求漏れについては、対象世帯を個別に訪問等し、納付を依頼する。（納付依頼済）</p>
対策	<p>① 複数人による操作内容の把握</p> <p>② 過誤納等一覧による還付対象者等の確認</p>
連絡先	<p>洞爺湖町教育委員会管理課 電話 0142-74-3009</p>